

News Release

2022年1月27日

「事業復活支援金」事前確認の受付開始

このたびは、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社福岡銀行（取締役会長兼頭取 柴戸 隆成）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた事業者の皆さまのご支援にあたり、「事業復活支援金」の登録確認機関として登録されております。

また、本日より弊行に事前確認をご希望されるお客さまの受付を開始いたします。なお、弊行では事業性融資取引があるお客さまの受付に限定させていただきますので、ご了承ください。

記

■ 事業復活支援金 制度概要

- 事業復活支援金は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主の皆さまに対して、事業規模に応じて支給される支援金です。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
給付額	<ul style="list-style-type: none"> 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5カ月分 上限額は、売上高減少率に応じ、中小法人等250万円、個人事業主等50万円

- 制度の詳細、申請手続きにつきましては、事業復活支援金 事務局ホームページをご確認ください。

【事業復活支援金ホームページ（中小企業庁）】 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

■ 弊行受付概要

- 事業復活支援金の申請にあたっては、事業復活支援金事務局から申請IDの発行を受けられた後に、登録確認機関（金融機関等）から事前確認を受けていただく必要がございます。

※一時支援金又は月次支援金を受給されたお客さまは、事業復活支援金で改めて事前確認を受けていただく必要はございません。

- 弊行は登録確認機関として、弊行に事業性融資取引があるお客さまの事前確認を受付いたします。

<受付対象者> 弊行に事業性融資取引があるお客さま

※弊行に事業性融資取引がないお客さまは、最寄りの登録確認機関へご連絡いただくか、事業復活支援金事務局にご相談ください。

【登録確認機関】登録確認機関として登録されている金融機関、商工会議所・商工会、税理士等

事業復活支援金事務局 TEL : 0120-789-140

■ 受付方法

1. 専用フリーダイヤル

【電話番号】 0120-092-567 【受付時間】 平日（銀行営業日のみ） 9時～17時

2. 弊社ホームページ

弊社ホームページからも受付しております（24時間受付）。受付されたお客さまには、改めて弊社担当者からご連絡させていただきます。以下のURLまたはQRコードにアクセス頂き、必要事項について入力してください。

【URL】 <https://www.fukuokabank.co.jp/forms/pc/shienkin>

【QRコード】



以 上

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 法人金融グループ 酒井・川原田 TEL 092 - 723 - 2512